

## 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定申請について

## 【対象となる中小企業者】

- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。
- ・ 次の①・②いずれかの要件を満たしていること。
  - ①経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して、50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有している中小企業者
  - ②経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して、50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者

〔申請書様式第1〕

## 【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

## ＜申請の際の注意点＞

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありますが、認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申し込みください。
- ・ 申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しくください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しくください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階（JR川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階（JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）